

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、法令に特別の定めのあるものを除き、知事の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

（組織の分類）

第二条 前条の組織を本庁、出先機関及び附属機関に分類する。

（本庁）

第三条 本庁とは、部（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百五十八条第一項後段の規定により設置される内部組織をいう。以下同じ。）並びに課及び課に相当するもの（同項に規定する内部組織のうち、部以外の内部組織であつて部の下に設けられるものをいう。次条第二号において同じ。）をいう。

（出先機関）

第四条 出先機関とは、本庁及び附属機関以外の次に掲げる機関をいう。

- 一 法第一百五十六条及び法附則第四条第二項の規定により設置される行政機関
- 二 前号に掲げるもののほか、法第一百五十八条第一項の規定により設置される内部組織（部並びに課及び課に相当するものを除く。第三章第四節において「その他の出先機関」という。）

（附属機関）

第五条 附属機関とは、法百三十八条の四第三項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

第二章～第三章 省略

第四章 附属機関

（設置等）

第二十八条 県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

- 2 前項に規定するもののほか、県に、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十八条の八第三項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに、千葉県麻薬中毒審査会を置くものとする。
- 3 社会福祉法第十二条第一項の規定により、千葉県社会福祉審議会（同法第七条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる。
- 4 千葉県がん対策審議会に、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第十八条第二項、第十九条第二項、第二十一条第十項並びに第二十二条第二項及び第四項並びにがん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第三項（同令第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により意見を具申させ、並びにがんの早期発見及び治療の普及を図るために必要な調査研究を行い、これらに関して必要と認める事項を知事に答申し、又は建議させる。
- 5 千葉県指定難病審査会に、次の各号に掲げる事務を担当させるものとする。
 - 一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定に関し知事が必要と認める事項について意見を具申すること。
 - 二 特定疾患に関する事業の実施について意見を具申すること。
 - 三 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）に基づいて肝炎患者（肝炎から進行した肝硬変及び肝がんの患者を含む。）に対し医療費を助成する事業における対象患者の認定等に関する事項について審査すること。

6 千葉県小児慢性特定疾病審査会に、児童福祉法第十九条の三第三項に規定する医療費支給認定に関し知事が必要と認める事項について意見を具申させ、並びに小児慢性特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業に関する事項を審査させる。

7 千葉県開発審査会に、都市計画法に基づく開発行為等の基準に関する条例（平成十三年千葉県条例第三十八号）第三条第三項（同条第六項（第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、意見を具申させる。

（組織等）

第二十九条 前条第一項の規定により設置された附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第三のとおりとする。

2 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている各附属機関の組織、委員の構成、定数及び任期は、別表第四のとおりとする。

（会長及び副会長）

第三十条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関（千葉県障害者介護給付費等不服審査会を除く。）にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第三十一条 委員は、知事が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第三十二条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（平成十八年千葉県条例第五十二号）第二十六条に規定する訴訟の援助に係る会議の議事は、出席委員の三分の二以上の多数をもつて決する。

（合議体）

第三十二条の二 千葉県介護保険審査会に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百八十九条第三項に規定する同条第二項の合議体を構成する委員の定数は、三人とする。

（部会）

第三十三条 附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもつて当該附属機関の議決とみなすことができる。ただし、第三十二条第三項ただし書の訴訟の援助の審議に関しては、この限りでない。

7 第三十二条（第三項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第三十四条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第三十五条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

第三十六条～第三十七条 省略

別表第二（抜粋）

附属機関名	担任する事務
千葉県食品等安全・安心協議会	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例（平成十八年千葉県条例第三十四号）第一条に規定する食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三（抜粋）

附属機関名	組織	委員の構成	定数	任期
千葉県食品等安全・安心協議会	会長 副会長 委員	一 学識経験を有する者 二 事業者を代表する者 三 消費者を代表する者	二十人以内	二年